

欧州評議会

閣僚委員会

勧告第 R (99) 22号

(刑務所の過密及び収容者数の増加に関する勧告)

甲A99の1 1頁赤枠部分

1. 自由の剥奪は、最後の手段としての制裁又は措置とみなされるべきであり、したがって、当該犯罪の重大性に照らし、他のいかなる制裁又は措置も明らかに不十分である場合に限り、これを規定すべきである。

甲A99の1 2頁赤枠部分

12. 被疑者に特定の住所に居住する義務を課す措置、特定の場所への出入りの制限、保釈の付与、司法当局が指定する機関による監督及び援助など、公判前拘禁に代わる措置が可能な限り最大限に活用されるべきである。かかる措置としては、例えば、被疑者に特定の住所に居住する義務を課す措置、許可なく特定の場所から退出し又は当該場所に立ち入ることの制限、保釈の付与、及び司法当局が指定する機関による監督及び援助の提供を含む。この点に関連して、特定の場所にとどまる義務の遵守を電子監視装置によって監督する可能性についても留意すべきである。